

太社福第 1520 号
平成 26 年 12 月 12 日

太子町子ども・子育て会議
会長 武田 英樹 様

太子町長 北川 嘉明



「子ども・子育て支援新制度における利用者負担」について（諮問）

平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、幼稚園や保育所、認定こども園の補助制度が一本化され、施設を通した共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）が創設されます。

これに伴い、国が定める基準と、現行の幼稚園や保育所、認定こども園の保育料の水準を基に、それぞれの保育料を新たに利用者負担として定める必要があります。

つきましては、「子ども・子育て支援新制度における利用者負担」を定めるにあたり、ご審議いただきたく諮問いたします。